

町県民税(2期)納期のお知らせ
ー納期限までに納めましょうー

町県民税2期目の納期限は下記のとおりになります。
口座振替されている方は、前日までに残高のご確認をお願いします。

町県民税2期	
口座振替日	8月20日(木)
納期限	8月31日(月)

- ※一度残高不足等で振替されなかった税の再振替はできませんのでご注意ください。
- ※窓口にて町県民税に関するお問い合わせ及び納税相談を行っていますのでお気軽にご来庁ください。



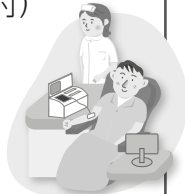
○納税相談に関するお問い合わせ
税務課(収納班) ☎098-998-2700

献血のお知らせ

町役場の正面玄関前にて移動献血を実施します。
輸血を待っている多くの人のためにもご協力をお願いします。

- 期日** 8月18日(火)
- 受付** 9時30分～11時30分
13時～16時30分
- 場所** 役場1階ロビー(受付)

事前予約は
こちら▶



《 お問い合わせ 》
社会福祉課 ☎098-998-9598

「わたしと年金」
エッセイの募集

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」として位置付け、公的年金制度の周知、啓発活動を展開しています。
この「ねんきん月間」における取組の一環として、公的年金との関わりを描いたエッセイ「わたしと年金」を募集します。

- 応募締切** 9月7日(月)当日消印有効
- 応募資格** 中学生以上の方
- 応募要項** (一部抜粋)
 - ・公的年金制度をテーマにしたエッセイ
 - ・日本語1,000～2,000文字程度

提出先
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 事業推進統括部 地域年金事業グループ
わたしと年金 担当
なお、郵送のみの受付とします。
応募方法やその他応募条件などの詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

発表
受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する(11月下旬予定)他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。

わたしと年金エッセイ

検索



◀日本年金機構
ホームページ

《 お問い合わせ | 日本年金機構 事業推進統括部 | ☎03-5344-1100 (代表) 》

広告欄

おかげ様で創業**33年** 不動産の無料査定実施中!

求む物件!賃貸から売買まで!

売土地 広さや地目、現況は問いません。
(古家付・更地・平地・田畑など)

売家 どのような家でもご相談ください。
(広さ・築年数・平屋造り・2階建て・店舗付など)

売マンション 何階建ての何階部分、占有面積、築年数、立地など、関係なくご相談ください。

貸家 転勤中の間でもお貸しすることができますので、ご相談ください。

株式会社 **東洋ハウジング** イオンタウンとよみ近く
〒901-0205 豊見城市字根差部587

営業時間 9:00～17:00
土 日 祝 10:00～17:00

TEL.(098)850-4722

『太陽光発電設備』を所有している方へ

太陽光発電設備は、固定資産(償却資産)の申告が必要な場合があります。
下表の課税対象に該当する方は、償却資産の申告をお願いします。



発電量 設置者	10kW以上の 太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の 太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	申告が必要です 【課税対象】	申告は不要です 【課税対象外】
個人(事業用)		申告が必要です 【課税対象】
法人		

《 お問い合わせ | 税務課 固定資産税班 | ☎098-998-9593 》

- ※自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入は、雑所得または事業所得に該当しますので、確定申告及び住民税申告が必要です。
- ※事業用と住宅用の双方に利用されている場合、利用割合に関わらず発電設備すべてが事業用となり、申告・課税の対象です。
- ※課税対象に該当する方で申告がない場合は、実地調査後、課税します。

消費税・地方消費税の中間申告と納付

個人事業者の方で、令和7年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません)が**48万円を超える**方は、消費税・地方消費税の中間申告と納付が必要です。

※「確定消費税額」とは、確定申告により確定した消費税の年税額をいい、修正申告若しくは期限後申告を行った場合又は更正若しくは決定が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

中間申告の方法と納付～次の2つの方法のいずれかによることができます～

1. 前年実績による中間申告

令和7年分の確定消費税額により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を所轄税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税・地方消費税を納付してください。

令和7年分の 確定消費税額	中間申告 ・納付の回数	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	8月31日(月) (振替納税利用の場合の振替日) 9月29日(火)
400万円超 4,800万円以下	年3回	国税庁ホームページで ご確認ください。
4,800万円超	年11回	

2. 仮決算に基づく中間申告

当期の業績が悪化しているような場合などには、「1. 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません(マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。)

※中間申告の期限までに、中間申告書を提出されなかった場合でも、「1. 前年実績による中間申告」の消費税額・地方消費税額が納付すべき税額として確定しますので、上記納付期限までに納税する必要があります。



国税庁ホームページ

広告欄

スーパーチャレンジセンターミライ
新店舗オープン

利用者募集!

やえせ 098-998-6310
(向陽高校向かい)

ぎのわん 098-898-0005
(58線号沿い 大山小学校近く)

就労継続支援B型事業所

就労支援サポート

スキル訓練

生産活動
(就労訓練)

詳細は上のQRコードのサイトから
Instagram @challengemirai

時給300円～無料送迎あり (体験者込)